

社会福祉法人椿寿会 一般事業主行動計画書

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備するため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和5年3月31日までの3年間
2. 内 容

目標：令和5年3月31日までに年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間6日以上とする。

○対策

- 令和2年4月～ 有給休暇取得状況の把握（保持日数の把握）
計画的な取得に向けた管理職会議の実施
- 令和3年4月～ 社内に周知し、取得に向けての取組み開始